

市第124号議案

横浜市福祉保健研修交流センター条例等の一部改正

横浜市福祉保健研修交流センター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市福祉保健研修交流センター条例等の一部を改正する条例

（横浜市福祉保健研修交流センター条例の一部改正）

第1条 横浜市福祉保健研修交流センター条例（平成9年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護事業者並びにこれらの」を「当該事業者の」に改める。

（横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年12月横浜市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項に次の1号を加える。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第3条第1項中「前条第5項第1号」の次に「及び第7号」を加える。

（横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正）

第3条 横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号オ中「給付若しくは」を「給付又は」に改め、「又は老人保健法の規定による医療若しくは療養」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

老人保健法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市福祉保健研修交流センター条例等の一部を改正する必要があるので提案する。